資料２

（別冊参考資料１）

対象の具体的な事例

住居確保にかかる費用の賠償（持ち家）

＜これまでに寄せられたご質問について＞

無断転載はご遠慮願います　東京電力ホールディングス株式会社　2016.10

①所有、居住相違の例

○親が所有の建物・土地に、親は居住していなかったが、子が居住していた場合

従前の居住形態

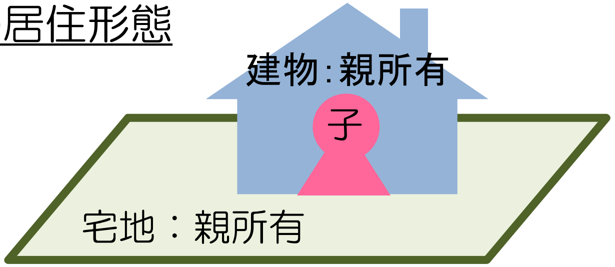

資産	居住	所有	請求
建物	子	親	親
宅地		親	親

- 所有者の推定相続人さま（子）の同意をもって、所有者さま（親）から住居確保にかかる費用（持ち家）をご請求いただけます

○事故後に相続未了物件（被相続人：父）に対し、兄が相続人全員から同意を得て財物賠償を請求、建物・宅地に弟が居住（兄は非居住）していた場合

従前の居住形態

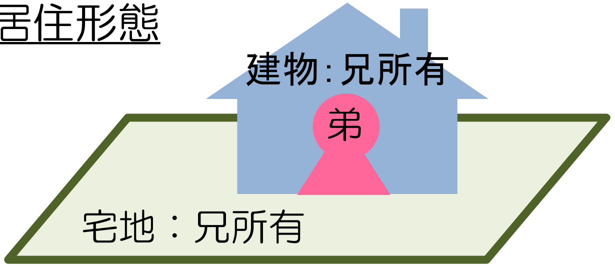

資産	居住	所有	請求
建物	弟	兄	兄
宅地		兄	兄

- 財物賠償における他の相続人さま（弟）の同意をもって、財物賠償のご請求者さま（兄）から住居確保にかかる費用（持ち家）ご請求いただけます

無断転載はご遠慮願います 東京電力ホールディングス株式会社 2016.10

②二世帯住宅の例

〇子所有の２世帯※住宅に親世帯、子世帯で居住されていた場合

従前の居住形態

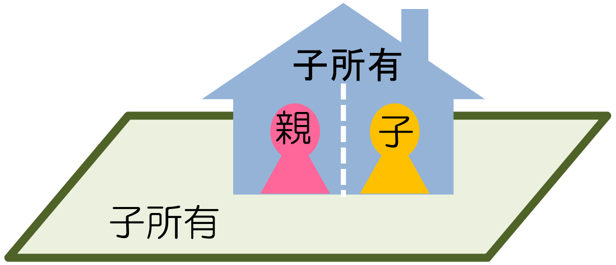

資産	居住	所有	請求
建物	親・子	子	子
宅地		子	子

・子：宅地・建物ともに住居確保にかかる費用（持ち家）をご請求いただけます
・親：住居確保にかかる費用（借家）をご請求いただけます
※親世帯と子世帯が居住空間を別にして生活しており、家財賠償を別々に受けている場合に該当します

③相続が発生した場合の例

○代表相続人の居住状況による扱いについて

所有と居住の状況

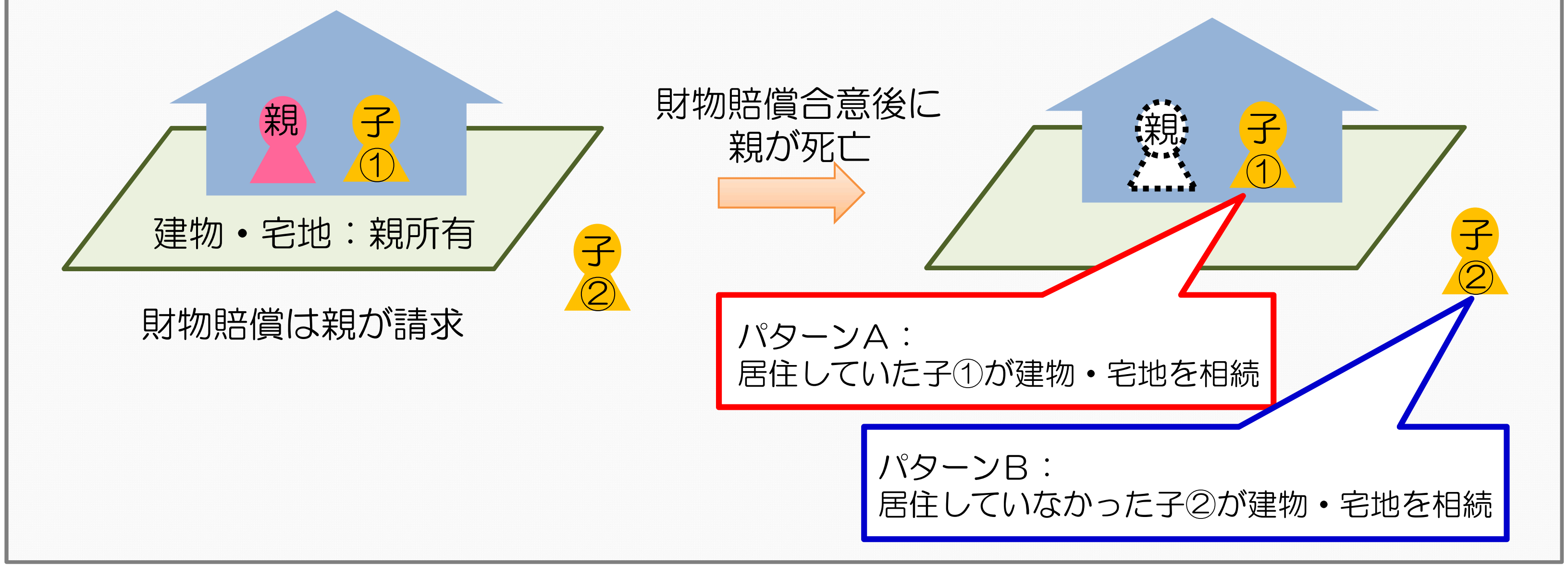

- パターンAの場合、居住されていた相続人さま（子①）から住居確保にかかる費用（持ち家）をご請求いただけます。
- パターンBの場合、居住されていた方（子①）の同意をいただくことで、居住されていなかった相続人さま（子②）から、住居確保にかかる費用（持ち家）をご請求いただけます。

※相続はご請求者さまごとに状況が異なりますので、ご不明な点は東京電力ＨＤの相談窓口やコールセンターへお問い合わせください。

無断転載はご遠慮願います　東京電力ホールディングス株式会社　2016.10

④資産の取りまとめについて-1

○同一所在の資産の取りまとめについて

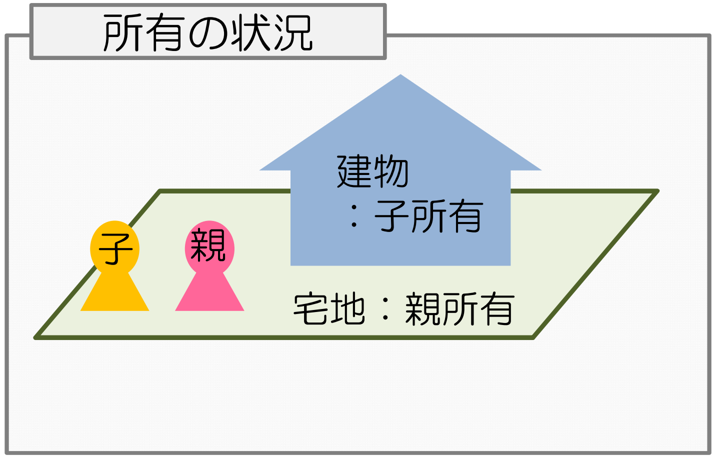

○別々にご請求される場合

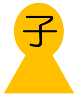

資産	賠償上限金額	財物賠償額
建物	１０００万円	５００万円

資産	賠償上限金額	財物賠償額
宅地	４００万円	３００万円

○取りまとめてご請求される場合

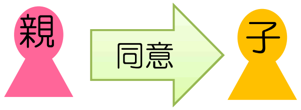

資産	賠償上限金額	財物賠償額
建物	１０００万円	５００万円
宅地	４００万円	３００万円
合計	**１４００万円**	**８００万円**

- 上記の場合、基本的に建物は子にあたる方、宅地は親にあたる方がご請求いただけます。
- 同一筆内の資産であれば、どちらかの方が取りまとめてご請求いただけます。

④資産の取りまとめについて-2

○共有資産の取りまとめについて

所有の状況

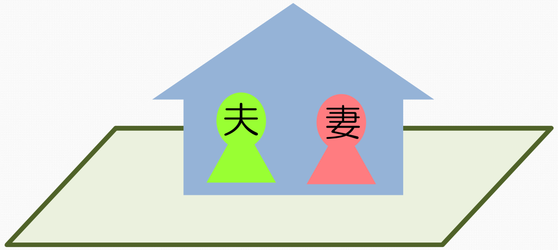

建物・宅地それぞれについて
夫の持ち分 3/5、妻の持ち分 2/5

○別々にご請求される場合

夫

資産	賠償上限金額	財物賠償額
建物	６００万円	３００万円
宅地	２４０万円	１８０万円
合計	**８４０万円**	**４８０万円**

妻

資産	賠償上限金額	財物賠償額
建物	４００万円	２００万円
宅地	１６０万円	１２０万円
合計	**５６０万円**	**３２０万円**

○取りまとめてご請求される場合

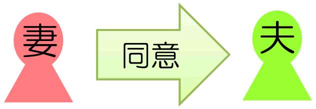

資産	賠償上限金額	財物賠償額
建物	１０００万円	５００万円
宅地	４００万円	３００万円
合計	**１４００万円**	**８００万円**

- 同一住居に複数の共有者さまがお住まいであれば、共有者さまごとにご請求いただけます。この場合、それぞれの持分割合に応じて賠償上限金額を設定させていただきます。
- 他の共有者さまの同意をご取得いただくことで、お一人のご請求者さまが取りまとめてご請求いただけます。

無断転載はご遠慮願います　東京電力ホールディングス株式会社　2016.10

⑤解体費用について

解体費用賠償について

〇帰還を選択され、従前の住居の建替えをされた場合

賠償可能金額：
１１００万円

請求書

建替費用：
６００万円
解体費用：
４００万円

賠償上限金額とは別枠でお支払い

請求

お支払い金額	１０００万円
賠償可能残額	５００万円

１１００万円－６００万円＝５００万円

- 解体費用は賠償可能金額とは別枠で発生した費用をお支払いいたします。

※帰還時の解体費用については合理的な範囲を確認させていただくため、１建物につき１回のご請求とさせていただきます

〇移住を選択され、従前の住居の建替えをされた場合

賠償可能金額：
１４００万円

請求書

建替費用：
６００万円
解体費用：
４００万円

請求

お支払い金額	１０００万円
賠償可能残額	４００万円

１４００万円－（６００万円＋４００万円）＝４００万円

- 解体費用は賠償可能金額の範囲内でお支払いいたします

⑥対象となる費用

○対象となる費用

「住宅・宅地の購入費用」、「住宅の建替え・修繕工事費用」の他にも下記のような住居確保にかかる費用はいずれも対象とさせていただきます。

〈例〉

○移住先の借家の家賃
○老人ホームの入居費用
○復興支援住宅の家賃
○既に負担している住宅・宅地の購入費用（H23.3.11以降）
○既に負担している住宅の建替え及び解体費用（H23.3.11以降）
○倉庫・納屋の新築費用等

※ご請求金額のうち、お支払い済みの財物賠償金額を超過した金額を、賠償上限金額の範囲内でお支払いいたします。

→例えば、復興支援住宅に移住された場合、家賃の累計が財物賠償金額を超過した際に、その超過分についてお支払い対象となります。

上記のように住居確保にかかる費用であれば、賠償上限金額の範囲内での使い道は限定されません。

⇒　次ページ以降で具体例紹介

⑦費用の使い道について（移住(借家)→帰還の例）

一時的に移住／帰還したのち移住／帰還する場合にかかる費用は
いずれも賠償上限金額の範囲内で賠償対象とさせていただきます。

【帰還を選択】
一時的に借家に移住された後に、帰還・建替工事をされた場合

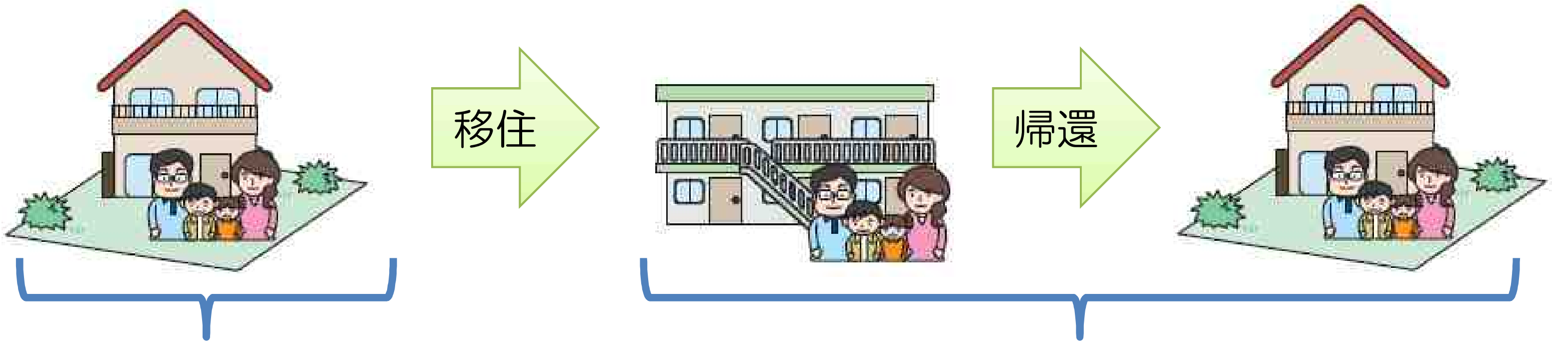

従前の住居から算定される賠償可能金額の内訳（帰還先住居の建替え・修繕費用）	
住宅	１５００万円
解体費	実費分

住居確保にかかる費用の賠償額の内訳※	
借家の家賃	５００万円
建替工事費用	１０００万円
合計	**１５００万円**

＋

建替えに要した解体費	３００万円

※既にお支払い済みの財物賠償金額を超えた費用を
住居確保にかかる費用の賠償としてお支払いいたします。

⑦費用の使い道について（移住(戸建て購入)→帰還の例）

【移住を選択】
移住先で住宅を既に購入されていたが、その後帰還・修繕工事をされた場合

従前の住居から算定される賠償可能金額の内訳（移住先住居の再取得費用）	
住宅	１５００万円
宅地	５００万円
合計	**２０００万円**

住居確保にかかる費用の賠償金額の内訳※	
住宅購入費用	１０００万円
修繕工事費用	１０００万円
合計	**２０００万円**

※既にお支払い済みの財物賠償金額を超えた費用を
住居確保にかかる費用の賠償としてお支払いいたします。

⑦費用の使い道について（複数住居の確保の例(1)）

複数の住居を確保する場合にかかる費用は賠償上限金額の範囲内でいずれも賠償対象とさせていただきます。

【帰還を選択】
帰還・建替えをされる世帯と、移住・住宅購入される世帯で分かれる場合

従前の住居から算定される賠償可能金額の内訳（帰還先住居の建替え・修繕費用）	
住宅	１５００万円
解体費	実費分

帰還

住居確保にかかる費用の賠償金額の内訳※	
住宅の建替工事費用	１０００万円

＋

建替えに要した解体費	３００万円

移住

住居確保にかかる費用の賠償金額の内訳※	
住宅の購入費用	５００万円

※既にお支払い済みの財物賠償金額を超えた費用を
住居確保にかかる費用の賠償としてお支払いいたします。

⑦費用の使い道について（複数住居の確保の例(2)）

移住・老人ホームに入居される世帯と、移住・住宅を購入される世帯で分かれる場合

従前の住居から算定される賠償可能金額の内訳（移住先住居の再取得費用）	
住宅	１５００万円
宅地	５００万円
合計	**２０００万円**

移住

住居確保にかかる費用の賠償金額の内訳※	
老人ホームの入居費用家賃	１０００万円

住居確保にかかる費用の賠償金額の内訳※	
住宅の購入費用	１０００万円

※既にお支払い済みの財物賠償金額を超えた費用を住居確保にかかる費用の賠償としてお支払いいたします。

⑦費用の使い道について（所有実態に対応しない住居確保の例(1)）

従前の居住資産の所有実態に対応していなくても、住居確保にかかる費用であれば、賠償上限金額の範囲内でお支払いさせていただきます。

従前、住宅のみ所有されていたが、移住先で住宅と宅地を購入された場合

移住

従前の住居から算定される賠償可能金額の内訳（移住先住居の再取得費用）	
住宅	１５００万円

住居確保にかかる費用の賠償金額の内訳※	
住宅	１０００万円
宅地	５００万円
合計	**１５００万円**

※既に支払い済みの財物賠償金額を超えた費用を住居確保にかかる費用の賠償としてお支払いいたします

⑦費用の使い道について（所有実態に対応しない住居確保の例(2)）

従前、所有されていなかった納屋および倉庫※（別所在）を購入される場合
※自家用（非事業用）とさせていただきます

移住

賠償可能金額の内訳 （移住先住居の再取得費用）	
住宅	１５００万円
宅地	５００万円
合計	**２０００万円**

追加賠償金額の内訳※	
住宅	１０００万円
納屋・倉庫	５００万円
宅地	５００万円
合計	**２０００万円**

※既に支払い済みの財物賠償金額を超えた費用を
住居確保にかかる費用の賠償としてお支払いいたします